

雇用管理制度の導入など職場定着に取り組みたい！

人材確保等支援助成金

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

また、介護事業主が介護福祉機器を導入した場合や、保育分野および介護分野における人材不足を解消するため、保育事業主や介護事業主が保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合や生産性向上のための人事評価制度や設備投資等を行った事業主に対しても支給します。

I 雇用管理制度助成コース

事業主が、新たに認定された雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））に取り組み、離職率を目標値以上に低下させた場合に、目標達成助成として、57万円を支給します。

※今年度より、制度導入助成が廃止になりました。

II 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、機器導入助成（介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円））を、介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成（介護福祉機器の導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円））を支給します。

III 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

保育事業主または介護事業主が、保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行った場合に制度整備助成（50万円）を支給します。賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者または介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に目標達成助成（第1回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））を、計画期間終了3年経過後に目標達成助成（第2回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））を支給します。

IV 人事評価改善等助成コース

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通して、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、制度整備助成として50万円、目標達成助成として80万円を支給します。

V 設備改善等助成コース

生産性向上に資する設備への投資を通じて生産性の向上、雇用管理改善（賃金アップ等）を図る事業主に対して助成します。

助成を受けるためには、雇用管理改善計画を作成し、計画に基づく設備等の導入、賃金アップの実施が必要です。雇用管理改善計画には1年タイプと3年タイプがあり、1年タイプでは中小企業のみが対象で、計画達成助成50万円、上乘せ助成80万円を支給、3年タイプでは、中小企業及び大企業が対象で、1年目として50万円～100万円（設備投資額により変動）、2年目は50万円～150万円（設備投資の額により変動）、3年目は80万円～200万円（設備投資の額により変動）をそれぞれ支給します。

上記助成金の詳しい内容のお問い合わせについては
北海道労働局雇用助成金さっぽろセンター6階（011-788-9132）までお問い合わせ下さい。